

ハイブリッド型MICE開催促進補助金（主催者向け）交付要綱

（趣旨）

第1条 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー（以下「本法人」という。）は、ハイブリッド型MICEの開催支援により地域経済の活性化を図るため、千葉市（以下「市」という。）の公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー事業費補助金交付要綱（令和3年6月28日改正）第2条第6号の規定に基づき、ハイブリッド型MICEの会場運営費等の一部について、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）MICEとは、以下の催しの頭文字の総称であり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなど、地域経済の活性化に資するものをいう。
 - ア 企業等の会議（Meeting） 主に企業がグループ企業やパートナー企業などを集めて行う企業会議、研修会等の会合をいう。
 - イ 企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel） 企業が従業員やその代理店等の表彰や研修などの目的で実施する旅行をいう。
 - ウ 国際機関や団体、学会等が行う会議（Convention） 国際機関等が開催する国際会議、学会や産業団体、さらには政府等が開催する会議をいう。
 - エ 展示会・見本市・イベント等（Exhibition/Event） 国際見本市、展示会、博覧会、スポーツ・文化イベントなどをいう。
- （2）MICE関連施設とは、前号に規定する催しを受け入れることができる市内に所在する常設の施設であり、広く一般に利用が可能である会議室、展示場、宿泊施設等をいう。
- （3）ハイブリッド型MICEとは、会場での開催とオンライン開催を組み合わせた会議等の開催形態をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、前条第2号に規定する施設において開催されるハイブリッド型MICEの主催者とする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象者としな

- （1）国及び地方公共団体
- （2）公的機関等との契約において不履行があった者
- （3）市税の未申告又は完納していない者
- （4）消費税及び地方消費税並びに法人税等を完納していない者
- （5）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）にその事業活動を支配されている者
- （6）代表者又は役員が暴力団員である者
- （7）暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなど積極的に暴力

団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

(8) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）

第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行う者

(9) 宗教活動又は政治活動を目的とする者

(10) 法令及び公序良俗に反する事業を行う者

(11) その他代表理事が適切でないと認める者

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、第2条第3号に規定するハイブリット型MICEの開催であって、次に掲げる要件の全てを満たすものをいう。

(1) 第2条第1号ウ又はエに規定する催しであること

(2) 会場の参加者数は50人以上であること

(3) オンライン参加者数は100人以上であること

(4) 開催期間は1日（4時間以上の会場予約時間）以上であること

(5) 千葉市及び千葉県内の観光、物産、企業等のPRを行うこと

(6) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策マニュアルを整備・遵守していること

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業とはしない。

(1) 国や地方公共団体から補助や助成を受けているもの

(2) 本法人のコンベンション開催助成金が交付されているもの

(3) 公序良俗に反するもの

(4) その他補助対象事業として適当でないもの

（補助対象経費）

第5条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に定めるものとする。

2 補助対象経費は、交付決定日から令和4年2月28日までに開催されるハイブリッド型MICEに係る経費とする。

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、補助対象経費の3分の2以内の額とし、1開催当たり3,000,000円を限度とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第7条 補助金の交付を申請しようとするときは、ハイブリッド型MICE開催促進補助金（主催者向け）交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、代表理事に提出しなければならない。

(1) 事業計画書（様式第1号の2）

(2) 収支予算書（様式第1号の3）

(3) 誓約書（様式第1号の4）

(4) 開催概要（事業全体の収支が分かる資料も含む）

(5) 補助対象事業における感染拡大防止マニュアルを示すもの

(6) PRの取組み内容が分かるもの

(7) 前各号に掲げるもののほか、代表理事が必要と認める書類

2 代表理事は、補助金の交付予定額の総額が予算の範囲を超えると判断した場合は、申請の受付を終了することができる。

(審査)

第8条 代表理事は、前条に掲げる申請に関する書類に基づき、必要に応じ補助対象事業が開催される施設等において実地確認等を行い、補助金の交付の可否について調査・審査する。

(交付の決定)

第9条 代表理事は、前条の規定による審査の上、交付又は不交付を決定したものについてハイブリッド型MICE開催促進補助金（主催者向け）交付・不交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

2 代表理事は、補助金の交付を決定する場合において、必要な条件を付すことができる。

(変更の申請等)

第10条 交付決定を受けた者は、補助対象事業の事業計画を変更する場合には、あらかじめハイブリッド型MICE開催促進補助金（主催者向け）変更交付申請書（様式第3号）に必要な書類を添付して、代表理事に申請しなければならない。ただし、交付決定額に変更が生じないなど軽微な変更については、この限りでない。

2 代表理事は、前項の規定による変更交付の申請があった場合には、変更の内容を調査・審査し、補助金の変更交付を決定し、ハイブリッド型MICE開催促進補助金（主催者向け）変更交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(中止又は廃止)

第11条 交付決定を受けた者は、補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、あらかじめハイブリッド型MICE開催促進補助（主催者向け）事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を代表理事に提出し承認を受けなければならない。

2 代表理事は、前項の規定による中止又は廃止の申請があった場合には、中止又は廃止の内容を調査・審査した上でハイブリッド型MICE開催促進補助（主催者向け）事業中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

3 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに代表理事に報告し、その指示を受けるものとする。

(状況報告)

第12条 代表理事は、補助事業の円滑な執行を図るため、必要に応じ、交付決定を受けた者に対し、補助事業の遂行の状況に関して報告を求めることができる。

(実績報告)

第13条 交付決定を受けた者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、事業完了月の翌月の末日までに、ハイブリッド型MICE開催促進補助（主催者向け）事業実績報告書（様式第7号）に次の各号に掲げる書類を添え、代表理事に提出しなければならない。

(1) 事業報告書（様式第7号の2）

(2) 収支決算書（様式第7号の3）

(3) 補助対象経費の支払済額を証明する領収書等の書類

- (4) P R の取組み内容が分かるもの
- (5) 開催実績が分かるもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、代表理事が必要と認める書類
(補助金額の確定)

第14条 代表理事は、前条の規定による報告を受けた場合において、書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、額を確定し、ハイブリッド型M I C E 開催促進補助金（主催者向け）額確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

(交付の請求)

第15条 前条の規定による補助金額の確定の通知を受けた者が、補助金の交付の請求をしようとするときは、ハイブリッド型M I C E 開催促進補助金（主催者向け）交付請求書（様式第9号）を代表理事に提出しなければならない。

(決定の取消通知)

第16条 代表理事は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、ハイブリッド型M I C E 開催促進補助金（主催者向け）交付決定取消通知書（様式第10号）により通知し、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件等に違反したとき
- (3) 第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき

(補助金の返還)

第17条 代表理事は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、ハイブリッド型M I C E 開催促進補助金（主催者向け）返還請求書（様式第11号）により期限を定めて、その返還を請求するものとする。

(千葉市との協議)

第18条 補助金の交付に関し疑義が生じた場合は、必要に応じ本法人と市が協議するものとする。

(非常災害等の場合の措置)

第19条 非常災害等による被害を受けるなど交付決定を受けた者の責めに帰さない事由により補助事業の遂行が困難となった場合の措置については、代表理事が指示するところによる。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年7月20日から施行する。

別表（第5条第1項関係）

対象経費		内 容
会場運営費		会場借上費、会場設営費、機材借上費 など
感染症対策費	衛生用品	ゴーグル、フェースシールド、エプロン、防護服、マスク、アルコール消毒液、消毒用ウェットティッシュ、使い捨て手袋、洗浄剤・漂白剤 など
	消毒作業	施設及び備品類の消毒作業（人件費含む）

※補助対象経費には消費税及び地方消費税相当額は含まないものとする。